

大規模災害発生時の交通規制について

1 災害対策基本法

- (1) 指定行政機関等の義務（第50条）
指定行政機関等は、災害応急対策の実施についての責任・義務
- (2) 緊急交通路の確保（第76条）
災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、一般車両の通行を禁止・制限

2 東日本大震災における対応

- 平成23年3月12日から同月22日までの間、災対法に基づき東北道、常磐道等の高速道路を中心に、一般車両を通行止め
- 初めに広範囲を規制し、徐々に規制の範囲を縮小
- 初めは行政機関等の車両を中心に通行を認め、順次、被災地のニーズも踏まえ民間車両の通行を認める。

3 東日本大震災を踏まえた施策

- (1) 大規模災害に伴う交通規制実施要領の作成
 - ア ノウハウ・知見のマニュアル化
 - 2の対応を踏まえ、交通規制の基本的な流れをマニュアル化
 - イ 民間車両の取扱いの明確化
 - 緊急交通路の通行を認める民間事業者の車両について、東日本大震災の事例も踏まえて例示する。
 - 民間事業者の車両のうち、医療、重機運搬、道路啓開等に関する車両について、緊急通行車両同様の事前届出を導入する。
- (2) 首都直下地震発生時の交通規制計画原案の作成
 - ア 広域的な交通規制の実施
 - 2の対応を踏まえ、交通規制を広範囲に実施するため、緊急交通路の指定予定路線を選定する。（延べ1都10県）
 - イ 緊急点検箇所を選定
 - 緊急交通路の指定の可否を判断するため、指定予定路線において緊急に点検すべき箇所を選定する。（1,859箇所）
 - ウ 交通検問箇所を選定
 - 緊急交通路における交通規制を担保するため、一般車両の通行を阻止する箇所を選定する。（288箇所）
 - 消防、自衛隊等の活動拠点や主要な港、空港の直近の交通検問所には必要な要員を配置する。